

質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第11号	件 名	令和元年度庄内下水処理場監視制御設備更新工事
No	質疑事項	回 答	
1	着工前に実施するアスベスト調査において、[A-4・A-3図]の注記に記載の既設床材ビニルタイル以外にもアスベストの含有が確認された場合においては、設計変更協議対象と考えてよろしいでしょうか。	協議対象となります。	
2	[AM-2図]の指示事項にて、コンクリート壁・床等の貫通部の穴あけについて、鉄筋探査の方法として「電磁波レーダー法」を採用することも可能でしょうか。	可能です。	
3	本改修工事について、受注者による構造計算検証や確認申請の手続き等は本工事範囲外と考えれば、よろしいでしょうか。	構造計算検証及び建築基準法に係る確認申請は本工事範囲外です。	
4	現場事務所の設置場所に何か条件がございましたら、事前にご教示願います。	現場事務所のサイズは最大で駐車スペース2台分となります。	
5	改修工事中に振動、粉塵、騒音等が発生しますが、配慮すべき点があればご教示願います。	施設稼働中並びに24時間運転操作オペレータが常駐しているため施設運転に影響を及ぼさない養生としてください。	
6	屋上部分を資機材の材料置き場として活用することが可能でしょうか。また、別途工事と関連で配慮すべき事項があれば、ご教示願います。	屋上部分は、令和元年度屋上防水工事があるため使用不可です。令和2年度は使用可能です。また、令和2年度別途工事は現時点ではありません。	
7	資機材の搬出入はどのようなルートを活用すればよろしいでしょうか、ご指示ください。また、搬出入に使用可能な既設設備等があればご教示願います。	搬出入ルートは受注後現地確認して下さい。 また、10/2トン天井走行クレーン等が使用可能です。	

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp